

東京農工大学学術研究支援総合センター運営規則の一部改正

現行	改正	改正理由
<p>本則</p> <p>第8条 委員会は、次の各号に掲げる委員をもって組織する。</p> <p>(1)～(8) (略)</p> <p><u>(9) 研究推進部長</u></p> <p>(10) (略)</p> <p>2 (略)</p> <p>(事務)</p> <p>第14条 センターの業務を遂行するため、<u>研究推進部研究支援課</u>は、第5条第1項に定める施設、第7条、第10条及び第12条に定める委員会の事務を担当し処理する。</p> <p>(協力事務)</p> <p>第15条 第7条第1項第5号及び第6号に係る業務を遂行するため、次の各号に掲げる課又は室が各協力事務を担当する。</p> <p>(1) <u>財務部財務課</u>は、全学的な管理計画に係る事務を担当する。</p> <p>(2) (略)</p>	<p>本則</p> <p>第8条 委員会は、次の各号に掲げる委員をもって組織する。</p> <p>(1)～(8) (略)</p> <p><u>(9) 次長のうちからセンター長が指名する者 1人</u></p> <p>(10) (略)</p> <p>2 (略)</p> <p>(事務)</p> <p>第14条 センターの業務を遂行するため、<u>研究支援課</u>は、第5条第1項に定める施設、第7条、第10条及び第12条に定める委員会の事務を担当し処理する。</p> <p>(協力事務)</p> <p>第15条 第7条第1項第5号及び第6号に係る業務を遂行するため、次の各号に掲げる課又は室が各協力事務を担当する。</p> <p>(1) <u>財務課</u>は、全学的な管理計画に係る事務を担当する。</p> <p>(2) (略)</p>	

附 則 (平成31年4月1日規程第19号)
この規程は、平成31年4月1日から施行する。